

貯水槽水道取扱要綱

1. 目的

この要綱は、千葉県水道事業給水条例第3章の2に規定する貯水槽水道の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、利用者の水質における不安を解消すると共に、設置者に対し管理の徹底を働きかけ、もって安全で安心な水道水の供給を図ることを目的とする。

2. 基本方針

千葉県企業局は、水道水を供給する立場としての関与であることから、この要綱の目的を達成するため、直接指導等を行う各市の担当課（環境・衛生）と密接な連携を図るとともに、設置者への指導を行うものとする。

3. 関係法令

貯水槽水道に関しては、水道法、建築基準法、建築物における衛生環境の確保に関する法律、県等が規定する小規模水道条例及び給水条例等の関係法令に基づき行うものとする。

4. 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「貯水槽水道」とは、水道法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。
- (2)「設置者」とは、貯水槽水道を所有する者、並びに貯水槽水道の維持管理に関する全ての権限を委任された管理会社、管理組合及び自治会等をいう。
- (3)「利用者」とは、千葉県企業局と給水契約を締結している者、又は千葉県企業局と給水契約を締結した設置者から、契約等に基づき給水を受けている者をいう。
- (4)「水槽」とは、受水槽、高置水槽等をいう。

5. 指導、助言、勧告の位置付け

給水条例第22条の2に規定する指導、助言及び勧告の位置付けは、次のとおりとする。

- (1)「指導」とは、貯水槽水道の設置者に対して、定期的な清掃等、管理の充実について理解を得るようにするをいう。
- (2)「助言」とは、指導を行ったにもかかわらず、貯水槽水道の設置者が十分な管理を行っていない場合は、問題になる事項を説明し、再度管理の充実について理解を得るようにするをいう。
- (3)「勧告」とは、再三の指導、助言にもかかわらず、改善が見られない場合、千葉県企業局の最終手段として理解を得るようにするをいう。

6. 利用者への情報提供

給水条例第 22 条の 2 第 2 項に規定する利用者への情報提供は、次のとおり行う。

- (1) 利用者からの請求に基づく水質検査の結果及び外観調査等の状況を通知（第 1 号様式）する。
- (2) 利用者からの問い合わせや相談に応じる。

7. 水質検査

給水条例第 22 条の 3 の規定により、利用者から水質検査の請求があった場合には、水道事務所長が受理し、次のとおり実施する。

- (1) 水質検査は、給水栓（蛇口）等で採水し、下表「水質検査の方法及び基準」に基づく 5 項目を行うものとする。（以下「簡易水質検査」という。）
ただし、調査職員が必要でないと認めたときは、検査項目の一部を省略することができる。
- (2) 水道事務所長は、簡易水質検査以外の検査を行う必要があると認めたときは、水質センター所長に水質検査を依頼するものとする。

表 水質検査の方法及び基準

検査項目	検査方法	検査基準
水の色	別記①	水に異常な色が認められないこと
濁り	別記②	水に異常な濁りが認められないこと
臭い	官能法	水に異常な臭気が認められないこと
味	官能法	水に異常な味が認められないこと
残留塩素	吸光光度法（DPD 法）	検出されること

*①、②

無色透明のガラス製容器に採水し、気泡等が上昇消失した後、肉眼で透視し、沈積物及び浮遊物質の有無を検査する。

8. 立入調査

給水栓での簡易水質検査により、水槽を調査する必要があると認められた場合は、設置者、居住者又はこれに代わる者の同意を得て土地又は建物に立ち入り、受水槽への注水口、水槽内部、又は水槽の外観等の管理状況について調査を行うものとする。

ただし、調査が不可能であるとき、又は調査を行うことに危険が伴うと調査職員が判断した場合は、実施しないことができる。

9. 不適切な管理

不適切な管理とは、立入調査の結果次のような状況が認められた場合をいう。

- (1) 給水栓での簡易水質検査により

- ア 水の色 : 管の腐食等により相当量放水しても赤水が流出している。
: 赤水以外が流出する。
 - イ 残留塩素 : 相当量放水しても残留塩素が検出されない。
- (2) 水槽内での簡易水質検査により
異常が認められる。
- (3) 水槽に係る調査項目により
- ア 井戸水が混入している。
 - イ 動物等の死骸がある。
 - ウ 汚水、排水が流入する恐れがある。
 - エ その他実施細目で定める状況である。

10. 不適切な管理への対応

- (1) 立入調査により、不適切な管理が認められた場合は、利用者に対し通知するとともに、給水条例第22条の2の規定により、設置者に対し指導、助言及び勧告を行うものとする。
ただし、設置者に対する指導及び助言は、原則として口頭で行い、勧告は文書（第2号様式）で行うものとする。
また、所管する各市の担当課（環境・衛生）に対しても管理状況について速やかに通知（第3号様式）するものとする。
- (2) 立入調査により、供給する水が汚染されていると認められた場合は、利用者に対し必要な情報提供を行うと共に、設置者に対して水道法及び条例等に基づき適切な措置を講ずるよう指導する。
また、所管する各市の担当課（環境・衛生）に対しても直ちに状況を通知（第3号様式）するものとする。

11. 設置状況等記録の保存

受水槽及び高置水槽の設置状況並びに利用者、設置者及び各市の担当課（環境・衛生）への通知等の履歴は、給水装置情報管理システムへ入力を行うことにより記録を保存する。

12. 個人情報の取扱い

貯水槽水道に関し知り得た個人情報は、千葉県個人情報保護条例に基づき適切に取り扱わなければならない。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第 1 号様式

貯水槽水道検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県企業局 水道事務所長

年 月 日付で、別紙（貯水槽水道水質検査請求書）のとおり
請求のありました水質検査は、下記のとおりでありましたので通知いたします。

この結果については、設置者（管理責任者等）及び〇〇市の担当課（環境・衛生）へ通知したところではありますが、お客様からも設置者の方へ連絡をお願いいたします。

記

1. 設置状況

設置場所	
親水栓番号	

2. 水質検査等の結果

--

第 2 号様式

貯水槽水道改善勧告書

第 号
年 月 日

様

千葉県企業局 水道事務所長

貴貯水槽水道の利用者から水質検査の請求があり、水質検査を行ったところ異常がみとめられ、再三通知したところであるが、下記のとおり改善がみられないことから、早急に処置するよう勧告する。

なお、この結果については、〇〇市の担当課（環境・衛生）へ通知したことを申し添える。

記

1. 設置状況

設置場所	
親水栓番号	

2. 水質検査等の結果

--

3. 改善内容

--

第3号様式

貯水槽水道検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県企業局 水道事務所長
(公印省略)

立入調査した結果、下記のとおり不適切な管理が認められたことから、設置者に対し指導（助言・勧告）を行ったので、通知いたします。

記

1. 設置状況

設置場所		
親水栓番号		
設置者	住所	
	氏名	
管理会社	住所	
	氏名	

2. 水質検査等の結果

--